平成２７年（フ）第８０８号
大津市国分１丁目46番23号
債務者　谷口　政弘
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤井　勝治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月27日午後３時
5　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８０９号
大津市国分１丁目46番23号
債務者　谷口實奈子
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤井　勝治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月27日午後３時
5　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８１０号
京都市左京区岩倉南河原町31番地
債務者　谷口　信弘
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤井　勝治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月27日午後３時
5　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８３８号
京都市西京区大原野東境谷町１丁目１番地６棟901号
債務者　芳岡　清次
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津田　岳宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月27日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４８０号
静岡市葵区末広町80番地の３　片川コーポ303号、旧住所静岡市駿河区小黒１丁目９番36―106号
債務者　平野　　滋
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　落合　恵子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月18日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７９号
鹿児島県姶良市増田342番地　市営三船団地３棟404号
債務者　荒垣久美子（旧姓吉満）
1　決定年月日時　平成27年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　溝川　慎二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第５９号
秋田県山本郡三種町芦崎字大谷地583番地４
債務者　畠山　玲子
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池条　有朋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第１０７８号
さいたま市南区曲本４丁目４番11号
債務者　市原　輝次
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉澤　俊一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７０号
長野県飯田市長野原588番地２
債務者　三矢　敦司
1　決定年月日時　平成27年10月14日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後田　寿久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月１日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２７年（フ）第２８号
高知県須崎市山手町15―５　ヴァンテラス203号（住民票上の住所　高知県高岡郡津野町杉ノ川乙884番地４）
債務者　西森　順子
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲垣　健吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月14日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
高知地方裁判所須崎支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１１９号
群馬県太田市新田木崎町549番地７　セントラルハイツタムラＡ―101号
債務者　菅野　　歩
1　決定年月日時　平成27年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第２１２号
山梨県甲斐市西八幡1655番地３
債務者　米倉　壽子
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第６６号
岡山県津山市押入477番地３　リバーサイド押入Ｂ102、前住所岡山県津山市院庄1059番地５　クラヴィス507
債務者　古閑　靖之
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第７４号
岡山県津山市山北253番地１、前住所岡山県久米郡美咲町飯岡600番地
債務者　中村　洋子
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第１８３号
香川県小豆郡小豆島町蒲生甲2326番地２
債務者　松田登美男
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１８４号
香川県小豆郡小豆島町蒲生甲2326番地２
債務者　松田　睦美（旧姓佐伯）
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１９８号
香川県高松市木太町1434番地５
債務者　宮本　正樹
1　決定年月日時　平成27年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係